

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年1月25日	
【会社名】	株式会社カイノス	
【英訳名】	KAINOS Laboratories, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上地 史朗	
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷二丁目38番18号	
【電話番号】	03(3816)4123	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部本部長 黒谷 理	
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷二丁目38番18号	
【電話番号】	03(3816)4123	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部本部長 黒谷 理	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	105,120,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	180,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成28年1月25日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	180,000株	105,120,000	
一般募集			
計(総発行株式)	180,000株	105,120,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
584		1,000株	平成28年2月10日(水)		平成28年2月10日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社カイノス総務部	東京都文京区本郷二丁目38番18号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本郷支店	東京都文京区本郷三丁目34番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
105,120,000		105,120,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取り概算額105,120,000円につきましては、平成28年3月末までに到来する買掛金の支払いに
対して、全額運転資金として充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗	
資本金	50,000百万円	
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ	54%
	第一生命保険株式会社	23%
	朝日生命保険相互会社	10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年1月25日現在のものです。

株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）を受託者とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員に対し当社株式又は当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1)概要

本制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

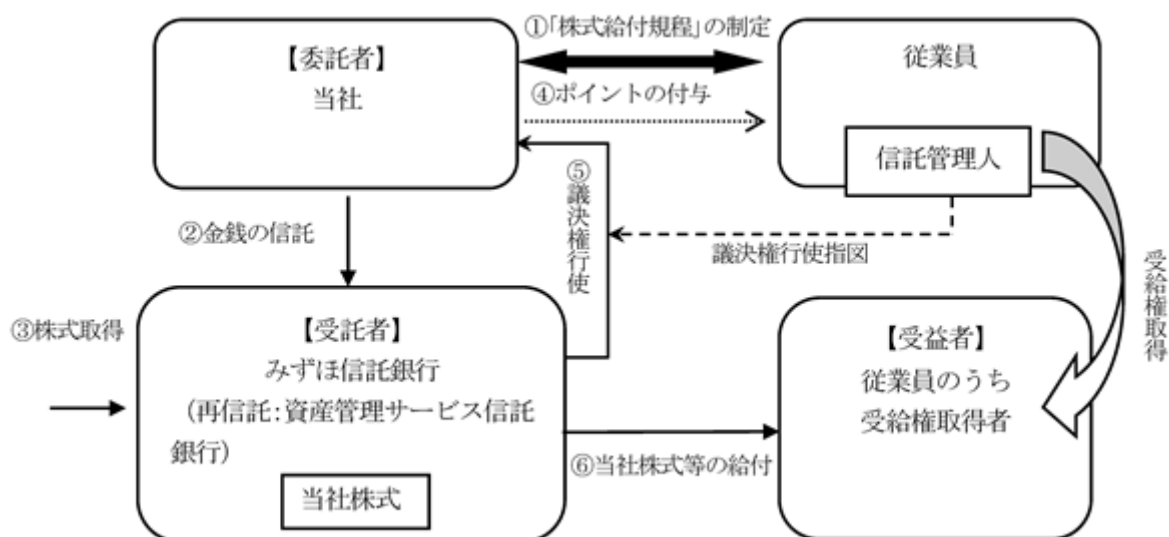
当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人には当社従業員が就任し、受益者が存在するに至った場合、当該信託管理人は受益者代理人となります。（受益者代理人となった以後の議決権行使の指図は受益者代理人が行うこととなります。以下、信託管理人の記載において同じ。）

(2) 受益者の範囲

「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式等の給付を受けます。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(J-ESOP)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、従業員に対し自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、「株式給付信託(J-ESOP)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たる信託銀行を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

180,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において「株式給付規程」に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年2月10日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

処分先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間(平成27年12月24日から平成28年1月22日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である584円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額584円については、取締役会決議日の直前営業日の終値537円に対して108.75%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均622円(円未満切捨)に対して93.89%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均639円(円未満切捨)に対して91.39%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、発行済株式総数4,558,860株に対し3.95%(小数点第3位を四捨五入、平成27年12月31日現在の総議決権数4,175個に対する割合4.31%)となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日立化成株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	490,880	11.73%	490,880	11.25%
旭化成ファーマ株式会社	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地	450,000	10.77%	450,000	10.33%
杉山 晶子	神奈川県川崎市幸区	445,000	10.65%	445,000	10.21%
カイノス従業員持株会	東京都文京区本郷二丁目38番18号	199,550	4.76%	199,550	4.56%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエアタワーZ			180,000	4.13%
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB FOR HEALTHINVEST MICROCAP FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	BIBLIOTEKSGATAN 29 11435 STOCKHOLM SWEDEN (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	147,000	3.52%	147,000	3.37%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	110,000	2.63%	110,000	2.52%
中村 利通	千葉県柏市	108,000	2.58%	108,000	2.47%
武田 向生	千葉県市川市	93,000	2.22%	93,000	2.13%
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	88,000	2.10%	88,000	2.02%
BARCLAYS BANK PLC SINGAPORE-CLIENTAC-NON JAPANESE RESIDENTS (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1 CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UK (東京都新宿区六丁目27番30号)	57,000	1.36%	57,000	1.30%
計		2,188,430	52.32%	2,368,430	54.29%

(注) 1. 平成27年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式378,527株(平成27年12月31日現在)は割当後198,527株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年1月25日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年1月25日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第40期事業年度）の提出日（平成27年6月19日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年1月25日）までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月19日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月18日開催の当社第40回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円50銭

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、中村利通、上地史朗、上原浩司、黒谷理、宮本隆、鴨下恵一、長津行宏、林司、大坪一政及び菊地謙治を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、耕修二及び木原不二夫を選任する。

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	2,695個	19個	0個	99.30%	可決
第2号議案					
中村 利通	2,693個	21個	0個	99.23%	可決
上地 史朗	2,694個	20個	0個	99.26%	可決
上原 浩司	2,694個	20個	0個	99.26%	可決
黒谷 理	2,714個	0個	0個	100%	可決
宮本 隆	2,713個	1個	0個	99.96%	可決
鴨下 恵一	2,695個	19個	0個	99.30%	可決
長津 行宏	2,695個	19個	0個	99.30%	可決
林 司	2,695個	19個	0個	99.30%	可決
大坪 一政	2,695個	19個	0個	99.30%	可決
菊地 謙治	2,713個	1個	0個	99.96%	可決
第3号議案					
耕 修二	2,694個	20個	0個	99.26%	可決
木原 不二夫	2,656個	58個	0個	97.86%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成27年7月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの 杉山 晶子

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

杉山 晶子

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	357個	8.03%
異動後	715個	16.09%

(3) 当該異動の年月日
平成27年7月9日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額 8億3,141万円
発行済株式総数 普通株式 4,558,860株

3 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第40期事業年度）の提出日（平成27年6月19日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年1月25日）までの間（以下、「報告期間」といいます。）における自己株式の取得等の状況については、下記のとおりであります。

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成28年1月25日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（平成27年8月25日）での決議状況 （取得期間 平成27年8月26日）	300,000		210,000,000
報告期間における取得自己株式（取得日）	8月26日	270,000	160,650,000
計	-	270,000	160,650,000
報告期間末現在の累計取得自己株式	270,000		160,650,000
自己株式取得の進捗状況（％）	90.0		76.5

（注） 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得です。

(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかない取得の状況（買取請求による。）

平成28年1月25日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
報告期間における取得自己株式（取得日）	7月21日	511	377,629
計	-	511	377,629

（注） 報告期間における取得自己株式には、平成28年1月1日から本有価証券届出書提出日までの单元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成28年1月25日現在

報告期間末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	4,558,860
保有自己株式数	378,527

4 最近の業績の概要

平成28年1月25日開催の取締役会において承認された第41期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,346,687	1,181,542
受取手形及び売掛金	1,171,555	1,333,453
商品及び製品	220,391	267,922
仕掛品	60,231	63,068
原材料及び貯蔵品	134,319	144,053
その他	111,455	63,491
貸倒引当金	2,900	2,900
流動資産合計	3,041,740	3,050,632
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	715,086	696,544
土地	1,851,453	1,851,453
その他(純額)	258,478	220,217
有形固定資産合計	2,825,018	2,768,214
無形固定資産	31,085	25,196
投資その他の資産	318,483	209,668
固定資産合計	3,174,587	3,003,079
資産合計	6,216,327	6,053,711
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	829,409	711,028
短期借入金	960,000	1,000,000
未払法人税等	109,410	13,133
賞与引当金	118,123	81,500
その他	521,246	345,868
流動負債合計	2,538,189	2,151,530
固定負債		
長期借入金	300,000	500,000
その他	94,320	81,686
固定負債合計	394,320	581,686
負債合計	2,932,509	2,733,217
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,413	831,413
資本剰余金	928,733	928,733
利益剰余金	1,578,154	1,784,196
自己株式	90,708	251,731
株主資本合計	3,247,593	3,292,612
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,224	27,882
評価・換算差額等合計	36,224	27,882
純資産合計	3,283,818	3,320,494
負債純資産合計	6,216,327	6,053,711

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
売上高	4,167,563	3,935,941
売上原価	2,624,354	2,350,014
売上総利益	1,543,208	1,585,927
販売費及び一般管理費	1,229,126	1,213,492
営業利益	314,082	372,435
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,344	5,363
為替差益	9,867	8,897
その他	3,668	4,297
営業外収益合計	19,881	18,558
営業外費用		
支払利息	11,256	10,053
手形売却損	778	509
その他	2,206	2,615
営業外費用合計	14,241	13,177
経常利益	319,722	377,816
特別損失		
固定資産除却損	7,773	3,010
特別損失合計	7,773	3,010
税引前四半期純利益	311,948	374,805
法人税、住民税及び事業税	103,333	75,127
法人税等調整額	5,600	38,000
法人税等合計	108,933	113,127
四半期純利益	203,014	261,677

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第41期第2四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月2日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月18日

株式会社カインノス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北本 佳永子 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カインノスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カインノスの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カイノスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社カイノスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月2日

株式会社カイノス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北本佳永子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイノスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カイノスの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。